

改正派遣法に基づくマージン率の公開について

令和6年2月15日
4th 株式会社フォース

平成24年10月1日施行の「労働者派遣法改正法」により、派遣元事業主（弊社）は毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率と言います）を公開することが義務付けられました。

（法第23条第5項）

弊社の情報提供項目を下記の通り公開致します。尚、前期（令和5年1月1日から令和5年12月31日）においては派遣の実績はありませんでした。

1. 労働者派遣の実績およびマージン率

1.	派遣労働者数	0名
2.	派遣先事業所数	0社
3.	派遣料金の平均額（8時間平均）	0円
4.	派遣労働者の賃金の平均額（8時間平均）	0円
5.	マージン率※	0%

※マージン率は以下の計算式で算出されます

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

2. マージンに含まれる費用

1.	社会保険料	健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、雇用保険料などの事業主負担分	
2.	健康診断費用	一般検診および生活習慣病予防検診の受診費用	
3.	交通費	派遣労働者に支払う通勤交通費	
4.	事業経費	営業費用	労務管理費、事務所賃借料、各種届出費用など
5.		募集費用	派遣労働者の募集に係る費用
6.	営業利益		労働者派遣の料金から、派遣労働者の賃金、社会保険料、交通費、事業経費を差し引いたもの